



長崎
島原

2021年 11月号

LINE UP

CONTENTS

- アフターコロナの大増税？ 1P

長崎オフィス所長よりご挨拶

- 令和3年 年末調整の留意点 2P-3P
- ふるさと納税～新型コロナウイルス被害に関する支援について～ 3P
- 税務カレンダー・相談役からの一言 4P



Message

「アフターコロナの大増税？」

自民党総裁選が終わり、岸田政権が誕生しました。本稿が皆様のお手元に届く頃には、衆院選も結果が出ています。どのような結果にせよ、新政権が日本をコロナ禍から立ち直らせることを期待します。

ところで今回の衆院選では、消費税の減税が争点の一つになっていました。多くの国がコロナ禍に対する景気対策で消費税減税をしていることも事実ですし、財務次官の雑誌寄稿で話題になったように日本の国家財政が危機的で減税するほど余裕がないというのも事実です。その他にも、税率を変更すると事業者の膨大な事務負担が発生する問題、もともと消費税の負担はインボイス制度により小規模事業者を中心に増大する予定であるがそちらはどうするのか、といった議論から、どうせ普通には返せないのでハイパーインフレしかない、そもそも日本に財政破綻は起こらないから返済など考えなくてよいというMMT論者まで、百家争鳴で何が正しいのかわからない状態です。

なにはともあれ、コロナ対策のために国が膨大な支出をして財政が悪化していることは間違いない、短期的に増税するかどうかはともかく、中長期的には増税となる可能性が高いと思います。

日本は過去20年ほど、実は大した増税もしていません。どこかで増税になってしまっても、他のところで減税しているので、全体としては大した増税になっていないのです。そのため借金も減っていないのですが、増税と言うと支持が得られないという政治的理由や、諸外国との税率のバランス（企業や資産家が日本から税率の低い国に逃げ出す）などの理由で、増税を避けてきました。しかし今後は、財政の悪化をどうやって食い止めるかを示すことが有権者から求められたり、諸外国も増税せざるを得なくなることで日本も増税しやすくなったりする、といった状況の変化が考えられます。

現在、最も増税のターゲットとされているのは、相続税です。相続税そのものの増税だけでなく、相続税対策に使われる贈与税などについても見直しが図られているようです。相続税については早ければ早いほど対策を取れますので、ご心配な方は弊社までご相談ください。



長崎オフィス 所長
税理士 内田 佳伯

令和3年 年末調整の留意点

税理士法人内田会計事務所
島原オフィス 所長
税理士 緒方 隆男

昨年はコロナウイルスの影響により全国的に中止された税務署主催による年末調整説明会が、令和3年分以降はコロナウイルスの状況に関係なく実施されないこととなりました。

本年は税制改正による各種様式の変更点がなく、昨年と同じ手順で事務をしていただくことになりますので、今回は昨年からの変更点と、誤りの多い事例についてご説明します。

POINT

昨年からの変更点

(1) 税務関係書類における押印義務の改正

税務署長等に提出する源泉所得税関係書類は押印不要となりました。

このため、扶養控除申告書などの年末調整の際に使用する書類についても、従業員の方に押印していただく必要がなくなりました。

(2) 源泉徴収関係書類の電磁的提供(年末調整用ソフトを利用しての送信等)に係る改正

給与の支払者が電磁的提供を受ける環境を整備していることなどの条件がありますが、扶養控除申告書などの書類を従業員の方が書面ではなく電磁的方法で提出をする際に、従来必要とされていた給与の支払者が受けるべき税務署長からの事前の承認が不要となりました。

(3) e-Taxによる申請の拡充

税務署長等に対する申請等のうちe-Taxによりその申請等に係る書面に記載すべき事項を入力して送信することができないものについて、書面による提出に代えて、スキャナで読み取る方法等によって作成した電磁的記録（いわゆる「イメージデータ」）を送信することにより行うこととされました。

POINT

誤りの多い事例



(1) 社会保険料関係

①扶養親族の給与又は年金から天引きされている保険料を控除した。

→ご本人が支払ったものではなく、扶養親族が支払ったものとなります。

②未納になっていた令和2年分の保険料を令和3年になって納めたが、令和2年分だったので控除から外した。

→保険料は支払った年が控除対象の年となるので、過去の分を支払ったとしても令和3年分として控除の対象になります。

（注）前払い保険料は取り扱いが異なる場合がありますので、個別にご相談ください。

(2) 扶養控除関係

①通常は同居している80歳の父親が、本年は病気の治療のために長期入院しているので同居には該当しないと判断し、同居老親ではなく一般の老人扶養控除を適用した。

→入院期間の長短に関係なく、治療が終わり次第自宅に帰り同居する状況であれば同居していると判断され、同居老親に該当します。一方で、日常的に老人ホームなどの施設で生活している親御さんが、定期的に自宅に帰るような場合は同居しているとは言えず、同居老親に該当しません。

②扶養親族である母親が不動産を売却し数百万円の所得が発生したが、譲渡所得の特別控除で所得金額が「0」になったので扶養家族として控除した。

→扶養親族の要件である合計所得金額48万円以下は特別控除前の金額で判断します。

> 次ページへ

令和3年 年末調整の留意点

> 前ページより

(3) 障害者控除関係

- ①5歳の子供が障害者手帳を有しているが、16歳未満の子供は年少扶養親族であり扶養控除の対象にならないので、障害者控除の対象にもならないと判断した。
→障害者控除は年少扶養親族であっても、扶養しているという事実があれば要件を満たし、扶養控除の対象か否かを問わず控除の対象となります。
- ②同居する父親が障害者手帳の交付は受けていないが、要介護認定を受けているので障害者控除の対象とした。
→要介護認定を受けていても、障害者手帳の交付を受けていない場合は、常に就寝を要し複雑な介護を必要とする状態であるか否かの確認のため、市町が交付する「障害者控除対象認定書」が必要です。

(4) 所得金額調整控除関係

- ①給与の年収が850万円超の従業員に扶養親族である子供(5歳)がいるが、16歳未満の子供は年少扶養親族であり扶養控除の対象にならないので、所得金額調整控除の対象にならないと判断した。
→所得金額調整控除の要件は、従業員自身や扶養親族が特別障害者であること、または23歳未満の扶養親族がいる場合となります。この場合、その子供を扶養しているという事実があれば要件を満たし、扶養控除の対象か否かを問いません。
- ②夫婦共働きの家庭で、ともに850万円超の給与収入があるが、高校生の子供は夫の扶養控除の対象になっているので、妻は所得金額調整控除の対象にならないと判断した。
→上記①の問い合わせでお答えしたように、扶養親族については扶養控除の対象か否かを問いませんので、ご夫婦ともに扶養しているという事実があれば、お二人ともに控除を受けることができます。



島原オフィス 所長

税理士 緒方 隆男

参考

国税庁 年末調整がよくわかるページ

「よくある質問」の掲載や、各種用紙のダウンロードができるようになっているなど便利ですので、ご活用ください。

(国税庁)

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>



ふるさと納税

新型コロナウイルス被害に関する支援について

一般社団法人 長崎バックオフィスソリューションズ
ビジネスサポート部

主任 峰 恵里奈



昨年からの新型コロナウイルスの影響によるイベントの自粛や縮小、学校給食の中止、不要不急の移動の自粛等で、多くの地域で事業者の売上が落ち込んでいます。このような緊急事態を受けて、フードロスの削減や、地域の方々・事業者を支援するために、ふるさと納税を活用できたらと考えています。

まず、ふるさと納税について簡単に説明しますと、都道府県や市区町村への「寄付」になります。一般的に自治体に寄付をした場合には、確定申告を行うことで、その寄付金額の一部が所得税及び住民税から控除されます。原則として自己負担額の2,000円を除いた金額(一定の上限あり)が控除の対象となります。ふるさと納税を行い、所得税・住民税からの控除を受けるためには、原則として確定申告を行う必要があります。本来確定申告を行う必要がなかった給与所得者等につきましては、ふるさと納税を行う際にあらかじめ申請することで確定申告が不要になる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」という制度があります。この制度の適用を受けられるのは、ふるさと納税を行う自治体の数が5団体以内である場合に限られます。

ふるさと納税をすることで、新型コロナウイルスの影響によって売上等が落ち込んでいる方々を支援することができ、所得税・住民税からも控除を受けることができるため、とても良い取り組みだと思います。

活用されている方が多いと思いますが、今までふるさと納税を活用したことのない方も、これを機にふるさと納税を活用してみてはいかがでしょうか。

やり方等でよくわからないことがありますしたら、担当者までお気軽にご相談ください。



Calendar

税務カレンダー

**11月**

SU	MO	TU	WE	TH	FR	SA
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

12月

SU	MO	TU	WE	TH	FR	SA
	1	2	3	4		
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

● 所得税の予定納税額の減額申請

【申請期限】11月15日（月）

● 所得税の予定納税額の納付（第2期分）

【納期限】11月30日（火）

● 9月決算法人の確定申告

【申告期限】11月30日（火）

● 3月決算法人の中間申告

【申告期限】11月30日（火）

● 個人事業税の納付（第2期分）【納期限】11月中において
各都道府県の条例で定める日（おおむね30日）**Column****相談役からの一言****努力は裏切らない**

季秋の候、秋の気配が感じられるようになりました。NHK 大河ドラマ「青天を衝け」が終盤になりました。「日本資本主義の父」となる渋沢栄一が、近代日本経済の礎を築いていく過程を毎週興味深く観ています。渋沢は農民から幕臣へ、明治維新後は大蔵官僚を経て実業家になります。自分が置かれた立場で一生懸命に努力してピンチをチャンスにしていきます。渋沢は著書「論語と算盤」で、道徳と経済活動の両方の必要性を説きました。企業は株主だけでなく、従業員や取引先、地域社会など多数の「利害関係者」にも配慮すべきという考え方であり、今問われている

SDGs（持続可能な開発目標）の精神と同じです。自社の利益だけを追求するのではなくて、経営をすでに明治時代に実践していたのが渋沢でした。

内田会計グループは SDGs に賛同して定期的に地元新聞に「ながさき SDGs 推進宣言」広告を掲載しています。経済発展→地球温暖化→気候変動→災害頻発、の悪循環を人類は断ち切らないと私たちの子孫は地球で生き残れなくなります。人類の英知で SDGs を達成しなければなりません。弊社もその一環としてIT化を推進してペーパーレス化を進めています。小さな努力でも積み重ねていけば大きな成果になります。経営も同じ、小さな改善の積み重ねが改革になり経営成長のきっかけになります。「努力は裏切らない」ですね。

相談役 内田延佳

内田会計グループのご案内**お問い合わせ・ご相談はこちらまで**

■ 税理士法人 内田会計事務所

■ 株式会社 内田会計事務所

■ 一般社団法人 長崎バックオフィスソリューションズ

■ 有限会社 医療福祉評価センター

■ 行政書士内田佳伯事務所

095-861-2054 (平日 9:00-18:00)

✉ info@uchida.or.jp

🌐 http://www.uchida.or.jp

【長崎オフィス】

〒852-8008

長崎県長崎市曙町4番9号

TEL: 095-861-2054 FAX: 095-862-8885

【島原オフィス】

〒855-0802

長崎県島原市弁天町2丁目7396-4 サムティ島原ビル2階

TEL: 0957-62-0555 FAX: 0957-62-0556